

## 三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「1年」を「2年」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在任する議会運営委員の任期については、この条例による改正後の三鷹市議会委員会条例第4条第3項の規定を適用する。

### 提案理由

議会運営委員の任期を変更するため、本案を提出します。

三鷹市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 市議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員の定数は、8人とする。</p> <p>3 議会運営委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>第4項、第5項 省略</p>	<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 市議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員の定数は、8人とする。</p> <p>3 議会運営委員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>第4項、第5項 省略</p>